

【関連する職種(一般の呼称)】	
エレベーター製造、取付け、保守・点検	
【石綿製品(代表的な2,3)】	
石綿吹きつけ材、石綿含有摩擦材(ブレーキライニング等)	
【労災認定事例(p111)】 22	【文献(p115,122)】 18,111



A エレベーター(EV)機械室は最上階にあり結露防止のため吹きつけ石綿があります。ワイヤーロープを停止階で停めるための石綿含有ブレーキライニングも巻上げ機についています。吹きつけ石綿の損傷や劣化による石綿の飛散、石綿含有ブレーキライニングの摩擦による発じん等により、修理・点検等の際にばく露する可能性があります。



B エレベーターシャフト内(竖穴区画の吹きつけ石綿)。この閉ざされた空間をエレベーターは高速で何回も上下しているため粉じんが舞っているものと推測出来ます。修理、点検時に作業員が区画内に立ち入り、堆積した石綿粉じんが再飛散してばく露する可能性があります。



C エレベーターピット(最下部)に落ちていた耐火被覆の石綿。EVの保守要員が途中階での作業中に背中や工具類が接触して落下・堆積したものでしょうか。保守・点検時に再飛散して、作業員がばく露する可能性があります。



D 天井についているEVのファンを通してシャフト内の空気がEV内に取り込まれています。エレベーターの運転や案内等の係の人が、長期にわたってばく露している可能性はありますが、そのリスク評価は今後の課題です。今まで、これらの職種の方の石綿関連疾患は報告されていません。



E これはダムウエイター。上下階にできたの食べ物を移動、物品倉庫では製品の上下移動に使われます。構造はエレベーターと同じです。保守・点検時に作業員がばく露する可能性があります。

掲載した写真はイメージ写真です

【関連する職種(一般の呼称)】	
クリーニング店、リネンサプライ	
【石綿製品(代表的な2,3)】	
石綿保温材・煙突材	石綿パッキング・ガスケット
【労災認定事例】	【文献(p122)】111



A 町中のクリーニング店のプレス機。軽油などを利用したボイラーは必須です。そのボイラーには保温材が使われています。(この写真には保温材は写っていません)。保温材の劣化によりばく露する可能性があります。



B 大病院のリネン室。すぐ隣に熱源供給のための石綿吹きつけされたボイラー室がありました。吹きつけられた石綿は自然劣化や損傷により繊維が飛散した可能性があり、扉が開け放たれていた場合にはこの部屋にも繊維が飛散してきた可能性も否定できません。



C クリーニング店といえばやはりアイロン。昔のアイロンはもっと重くてごつかったそうです。そのアイロンの熱絶縁部に薄い石綿板が使用されていました。分解しなければ、ばく露の可能性はありません。



D このような状態では石綿ばく露は皆無でしょう。ただしクリーニング店には、この他に乾燥器など断熱材の使用箇所はかなりあり、劣化による飛散や、修理・補修時等のばく露の可能性もあります。



E 作業着・軍手などを家庭に持ち帰っての洗濯。職場での石綿粉じん(目視不可能)が付着していて、それを洗濯した奥さんが石綿粉じんにはく露した可能性があります。